

## 取組事例(2020年)

取組を行った待遇							
基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇・ 休職制度	教育訓練	その他
					○		

### 基本情報

企業名	沼津信用金庫
業種	金融業・保険業
都道府県	静岡県
従業員数 (2020年10月時点)	正社員：388名 パートタイム・有期雇用労働者：84名
事業概要	預金、融資、為替業務、政府金融機関代理業務、生保、損保、証券業務、両替業務、貸金庫他

### 取組のポイント・概要

背景	パートタイム労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴い、同一企業内での正社員との間の不合理な待遇差の見直しを行った。
----	--

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
公民権の行使に関する休暇	取得可能だが無給	正社員と同様の基準で付与（有給）
慶弔休暇	取得可能だが無給	正社員と同様の基準で付与（有給）
災害休暇	対象外	正社員と同様の基準で付与（有給）

効果	パートタイム労働者・有期雇用労働者の方から喜びの声が寄せられており、今後、良い人材の確保につながることを期待。
----	---

## 取組の詳細

### 取組に向けた検討プロセス

パートタイム労働者・有期雇用労働者の代表者から、待遇について正社員と比較し困っている点や、不満に思っている点についてヒアリングをした。慶弔休暇については、人事課内でも以前より待遇に差があることに、違和感があったので、法律の施行がとてよいきっかけとなり、スムーズに「就業規則」の一部変更ができた（令和2年4月1日）。

### 待遇の改善状況の詳細

#### ○公民権の行使に関する休暇

取組前：正社員は必要時間または日数を取得でき有給。パートタイム・有期雇用労働者は金庫が認めれば休暇を取得可能だが、無給であった。

取組後：正社員と同様の基準で付与（有給）。

#### ○慶弔休暇

取組前：正社員は有給で付与。パートタイム・有期雇用労働者は休暇を取得可能だが無給であった。

取組後：正社員と同様の基準で付与（有給）。

（本人の結婚7日、子の結婚2日、兄弟の結婚1日、配偶者の分娩3日、配偶者の死亡6日、父母の死亡6日、配偶者の父母の死亡3日、子の死亡6日、祖父母の死亡3日ただし非同居の場合1日、孫の死亡3日ただし非同居の場合1日、兄弟姉妹の死亡3日ただし非同居の場合1日、配偶者、子、父母の初7日回忌49日回忌および1周年忌1日）

#### ○災害休暇

取組前：パートタイム・有期雇用労働者は対象外

取組後：パートタイム・有期雇用労働者にも正社員と同様の基準で付与（有給）。

（イ 現住する家屋が焼失、倒壊、浸水その他の事故により災害を受けたときは、金庫が認定する期間）

（ロ 感染症予防法による就業制限、入院、住居の交通制限もしくは隔離のため就業できなかったときは、金庫の定める期間。）

### 取組による効果

以下のようなパートタイム・有期雇用労働者の声が寄せられており、よい人材の確保につながることを期待している。

- ・ありがたい
- ・休みやすい
- ・休んでもいいんだな。という気持ちになった

- ・ 他社に勤務する友人と比較し、弊庫は待遇の良さを感じている